

3年生 授業料無償化 所得制限撤廃 摘要学年用

2024年6月24日

大阪府在住の生徒・保護者のみなさんへ

大阪暁光高等学校 事務室 会計課

直通電話：0721-26-7736

受付時間：9:00～16:40（月～金）

大阪府の支援補助金に関する提出物について （今年度の府の支援補助金額を決定するための手続きです）

大阪府支援補助金に関する書類を配布します。下記の書類を提出期日までに提出してください。

◆ 提出期限と提出方法

◇ **2024年7月5日（金）**（事務室の提出ボックスへ）

- ※ 原則持参提出としますが、実習等やむを得ない事情がある場合は郵送で提出することができます。郵送提出の場合はウラ面の注意事項をよくご確認の上ご提出ください。
- ※ 申請しない人も提出が必要です。
- ※ 大阪府支援補助金を受給するには「毎年」申請が必要です。昨年度に申請している2・3年生についても必ずご提出ください。
- ※ どなた様もマイナンバーの提出は不要です

◆ 提出物

◇ 申請する人（大阪府からの支援を受けたい人） **※大阪府在住の3年生は全員「申請する」で提出**

- 授業料支援補助金の申請に関する確認書 - 「カの用紙」（「キの用紙のウラ面）
- 授業料支援申請書 - 「キの用紙」（「カの用紙」のウラ面）

➤ （1・2年で該当する場合のみ）健康保険証 貼付けシート - 「クの用紙」 - 詳しくは同封の大阪府の説明書 P3 で確認

※ マイナンバーカード切り替え、返納等で、健康保険証がお手元がない場合は「扶養誓約書」を作成していただきますので、事務室会計課へご連絡ください。

➤ （1・2年で該当する場合のみ）兄弟姉妹の在学証明書 - 詳しくは同封の大阪府の説明書 P3 で確認

◇ 申請しない人（大阪府からの支援を受けない・受けられない人）

- 所得判定に係る必要事項確認書 - 「カの用紙」（ウラ面の「キ」は記入不要）

◆ 同封の大阪府リーフレット（説明書）と申請書類について

◇ ページ番号について

- 大阪府のリーフレット作成上の都合で、P3のウラ面がP6になっているなど、ページ番号が前後している場合がありますが、間違いではありません。



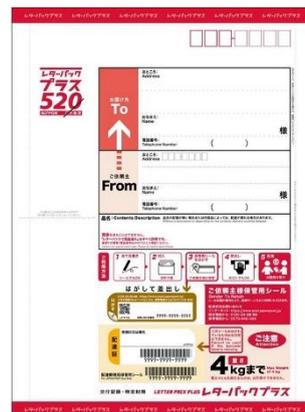
◆ 郵送提出する場合の注意事項

◇ 郵送方法

- 紛失防止等のため追跡可能なレターパックプラスでご郵送ください。
- レターパックは、郵便局やコンビニ等で購入できます。
- 「お届け先」には下記を記入

586-8577 大阪府河内長野市楠町西 1090 番地 大阪暁光高等学校 事務室 会計課 0721-26-7736

- 「ご依頼主」には、保護者ではなく、「生徒氏名」「学年・組・番号」を明記してください。
- 「品名」には「書類」と書いてください。



◇ 提出用封筒も同封してください

- 郵送提出する場合は、この書類が入っていた提出用封筒を二つ折りにしてレターパックに同封してください。

◆ その他注意事項

- ◇ 2024年4月1日～現在までに、以下のいずれかが発生していて学校にまだ届け出ていない人は会計課に連絡してください。
 - 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合
 - 離婚・死別・再婚等による保護者等の変更があった場合
 - 生活保護を受けることになった場合
 - 生活保護が停止された場合
 - 転居した場合
- ◇ 本校発行の書類では、下記の通り各種制度名を略称表記することがあります。ご了承ください。

制度の正式名称	略称
大阪府私立高等学校等 <u>就学支援金</u>	就学支援金
大阪府私立高等学校等 <u>授業料支援補助金</u>	支援補助金
大阪府私立高等学校等 <u>専攻科授業料支援金</u>	専攻科支援金
大阪府私立高等学校等 <u>奨学のための給付金</u>	奨学のための給付金

生徒・保護者のみなさんへ お知らせ 令和6年度 授業料支援補助金の申請手続きについて

※この制度は令和6年度高等学校等3年生(2年制の専修学校・各種学校の2年生)に適用されます。

制度について

大阪府では、国の高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」と併せて、私立高等学校等授業料支援補助金(以下「授業料支援補助金」)を交付することにより、保護者が負担する授業料が無償となるよう支援しています。

ランク	モデル世帯の 年収めやす ※1	所得判定基準額 課税標準額×6% －調整控除額 ※2	保護者が負担する授業料	
			全日制高校等 (授業料が63万円の学校の場合)	通信制高校
A	590万円未満	154,500円未満	実質無償	実質無償 ※3
B	800万円未満	251,100円未満		実質無償 ※4
C	910万円未満	304,200円未満		
D	910万円以上	304,200円以上		

※1 モデル世帯とは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯です。
年収はあくまでめやすです。所得判定は※2のとおり、市町村民税の情報をもとに行います。

※2 保護者全員の「課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額(政令指定都市の場合は調整控除の額に4分の3を掛けて計算)」の合算です。
令和6年4月～6月のランクは、令和5年度の市町村民税額(2022年1月～12月の収入に係る課税)で判定します。

令和6年7月～令和7年3月のランクは令和6年度の市町村民税額(2023年1月～12月の収入に係る課税)で判定します。

なお、令和6年4月～令和6年6月のランク判定について、生徒本人が平成19(2007)年1月2日～4月1日生まれ、

令和6年7月～令和7年3月のランク判定について、生徒本人が平成20(2008)年1月2日～4月1日生まれ

(早生まれにより扶養控除の適用が、同学年の遅生まれの生徒等よりも1年遅くなる者)の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額-33万円)×6%－市町村民税の調整控除の額」で計算します。

※3 単位あたり授業料の場合、年間の支給対象単位数の上限は30単位、通算の支給対象単位数の上限は74単位です。

※4 授業料が63万円を超える場合は、その超えた額が保護者の負担額となります。

※5 単位あたり授業料の場合、1単位あたりの授業料と施設設備費等の経常的納付金から計算した金額が12,030円を超える場合は、その超えた額が保護者の負担額となります。定額授業料の場合、授業料が297,000円を超える場合は、その超えた額が保護者の負担額となります。

受給要件

授業料支援補助金を受給するには、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 生徒が国の就学支援金を申請していること。
- ② 生徒が、大阪府教育長が指定する“就学支援推進校”に在学していること。
(この学校は就学支援推進校に指定されています。)
- ③ 生徒と保護者全員が、大阪府内に在住していること。
(保護者のうち1人がやむを得ない事情により住民票を大阪府外に異動している場合は、当該事情を証明する書類の提出があり、世帯の生活の本拠が大阪府内にあると認められる場合は、その保護者は大阪府内に在住しているとみなされます。)
(保護者等が大阪府内に在住し、生徒本人が進学のために住民票を大阪府外に異動している場合は、世帯の生活の本拠が大阪府内にあるものとして、生徒は大阪府内に在住しているとみなされます。)

※②および③の在学・在住要件について、1日時点で受給要件を満たしている月に対して授業料支援補助金が支給されます。

※就学支援金の支給期間上限(全日制は36ヶ月、通信制は48ヶ月)と支給単位数上限(単位制授業料の学校のみ、年間30単位・通算74単位)の範囲内で授業料支援補助金の支給対象となります。

提出期限

申請書類については、必ず期限までに提出してください。

2024年7月5日(金)



※期限までに必要書類の提出がない場合、授業料支援補助金を受給できないことがあります。
期限までに必要書類を提出できない特別な事情がある場合は、学校へ連絡してください。

「保護者」について

- ・ 授業料支援補助金における「保護者」とは原則「生徒の親権者」です。(生徒との同居・別居を問いません。)
- ・ 所得判定は、保護者全員の市町村民税の情報に基づき行います。
- ・ 国の就学支援金の申請において、保護者全員の所得判定に係る書類(マイナンバーカードの写しや課税証明書等)を提出できない場合は、授業料支援補助金の申請はできません。
- ・ 保護者に関して特別な事情がある場合は学校へご相談ください。

申請内容や住民税の額が年度途中で変わった場合

年度途中で次のような事情の変更があった場合は、補助金の支給額が変更になることがありますので、**必ず、すみやかに**学校へ連絡し、必要書類を学校へ提出してください。 ※提出が必要な書類については、学校へご確認ください。

○ 生徒・保護者が大阪府外へ転居した場合

○ 保護者(親権者)に関する変更があった場合

- [例]
- ・ 離婚・死別等により、父母のどちらか一方のみが親権者となった場合
 - ・ 養子縁組(保護者の再婚に伴う養子縁組を含む)により、親権者に変更があった場合
【注意】保護者が再婚しても、再婚相手が生徒と養子縁組を行わない場合は、その再婚相手は生徒の親権者にはなりません。
 - ・ 未成年後見人が決定された場合
 - ・ 生徒が結婚した場合
- ※在学中に生徒が成人した場合、成人したことのみを理由として保護者に変更となることはありません。
原則、成人前の保護者(親権者)が引き続き所得判定者となります。

○ 保護者の市町村民税・道府県民税の税額に変更があった場合

修正申告や更正の請求をしたことによる税の更正等により、市町村民税・道府県民税の税額が変更された場合(税額の変更により、授業料支援補助金をより高い金額で受給できるランクへ変わる場合は、税務署や市役所等から発出される市町村民税・道府県民税の額の変更が分かる通知等を受け取った日の翌日から15日以内に学校へ連絡してください。15日を過ぎた場合、追加分を遡って受給することができません。)

個人情報取り扱い

国の就学支援金および本申請に関し収集した個人情報については、学校における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業に相互に使用するほか、本事業を所管する大阪府にオンラインを通じて情報提供します。
また、本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府育英会に情報提供する場合があります。

問合せ先

- 申請手続きに関する問合せ先 (申請書の記入のしかたや添付書類についてなど)
: **大阪暁光高等学校 事務室 会計課(0721-26-7736)**

- 制度に関する問合せ先

- : 大阪府ホームページ
「令和6年度以降に段階実施する授業料支援制度について」
https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/shigaku_mushoka_r6.html



ホームページは、携帯・スマートフォンからもご覧いただけます→



提出が必要な書類

全員提出が必要

① 授業料支援補助金の申請に関する確認書 (4ページ)

・「1. 申請について」の、申請します／申請しません のどちらかに☑を入れてください。

・「申請します」に☑を入れた場合

→「2. 申請に関する事項」のあてはまる項目に☑を入れて、必要な添付書類を確認してください。
5ページの「授業料支援申請書」も忘れず記入してください。

・「申請しません」に☑を入れた場合

→「3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由」のあてはまる理由に☑を入れてください。
5ページの「授業料支援申請書」の記入は不要です。

こちらで提出した場合、所得制限が撤廃された新制度による授業料無償化になりません。
ご注意ください

4ページで

「申請します」に☑を入れた方のみ提出

《全員提出》

授業料支援申請書 (5ページの様式第1号の5=4ページのウラ面)

・裏面(6ページ)の記入例をご確認の上、必要事項を記入して提出してください。

《4ページの「2. 申請に関する事項」①～④にあてはまる場合に提出》

① 住民票の写し

令和6年度の市町村民税・道府県民税が大阪府外で課税されている場合、申請日時点で生徒・保護者が大阪府内在住であることを示す住民票の写しの提出が必要です。

② 保護者の在住要件に関する書類

保護者の一方がやむを得ず府外に在住する場合は、当該事情を証明する書類の提出が必要です。

＜必要書類の一例＞

単身赴任等、仕事のため ①～③のいずれか	①会社から発行される辞令 ②勤務地が確認できる書類 <例>会社の在籍証明書、雇用契約書の写し等 ③事業地が確認できる書類 <例>税務署への開業届出の写し、確定申告書の写し、法人登記簿の写し等
家族の介護・看護のため ①及び②	①保護者及び介護・看護を要する者の住民票 ②介護・看護を要することが確認できる書類 <例>介護保険被保険者証、障がい者手帳、通院証明書、診断書等
保護者本人の入院・療養のため ①・②のいずれか	①入院・入所証明書 ②入院・入所にかかる領収書の写し等

※上記以外の事情がある場合の必要書類については、お通りの学校へご相談ください

③ 生徒の在住要件に関する書類

生徒本人が進学のためにやむを得ず府外に在住する場合は、生徒本人の住民票の写しを提出してください。

④ その他必要書類

上記①～③以外に必要な書類を学校から求められる場合があります。学校からの指示に従ってください。



重要

授業料支援補助金における所得確認は、国の就学支援金の判定結果を利用して行います。したがって、授業料支援補助金の申請のために、マイナンバーカードの写しや課税証明書等の所得判定に係る書類を改めて提出する必要はありません。



学校整理欄	整理番号	
	区分(4~6月)	A · B · C · D
	区分(7~3月)	A · B · C · D

授業料支援申請書

令和6年 7月 10日

設置者名 学校法人 ●●学園

代表者名 ●●●● 様

高等学校等授業料支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、本年度の授業料の支援について、下記のとおり申請します。

以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。

		おおさか		たろう	
生徒氏名	姓	大阪	名	太郎	

生年月日	西暦	2006年 4月 2日
住 所	大阪府 大阪市 中央区大手前3-1-43	
学校名	□□高等学校	全日制 · 通信制 課程 1学年2組3番

【保護者（父母）等に関する事項】

ふりがな	おおさか		いちろう		申請者 (生徒) との続柄	父
保護者等氏名	姓	大阪	名	一郎		
保護者等住所	<input checked="" type="checkbox"/> チェック	生徒と同じであるため記入を省略	都・道 府・県	市・区 町・村		
ふりがな	おおさか		はなこ		申請者 (生徒) との続柄	母
保護者等氏名	姓	大阪	名	花子		
保護者等住所	<input checked="" type="checkbox"/> チェック	生徒と同じであるため記入を省略	都・道 府・県	市・区 町・村		
この申請についての保護者等連絡先	電話	012-345-6789	FAX	012-345-6789		

【添付書類に関する事項】

<input checked="" type="checkbox"/> チェック	就学支援金の受給資格認定がされており(又は申請中であり)、保護者(父母)等の所得判定に係る書類(個人番号(マイナンバー)カードや課税証明書等)については、就学支援金の受給資格認定申請書又は収入状況届出書に添付したため、この申請においては添付を省略します。
--	---

【個人情報に関する取扱いについて】

この申請に関し収集した個人情報については、次のとおり取り扱います。	
・	学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業（以下「本事業」という。）に使用します。
・	本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府育英会に情報提供する場合があります。
・	大阪府への情報提供は、オンラインを経由します。

【確認事項】

<input checked="" type="checkbox"/> チェック	・上記の記載内容に相違ありません。
<input checked="" type="checkbox"/> チェック	・個人情報に関する取扱いについて同意します。

学校受付日 年 月 日

「申請書を記入した日」を記入してください。

設置者名・代表者名は、お通りの学校の指示に従い、記入してください。

本校の申請書は、設置者名、代表者名とも印刷済みとなっています。

内容を確認し、を入れてください。

内容を確認し、を入れてください。

申請書(5ページ)
記入例

⚠ この用紙は全員必ず記入し、学校へ提出してください。

カ

授業料支援補助金の申請に関する確認書

記入
→

年 組 番 生徒氏名

1. 申請について (必ずどちらかに☑を入れてください。)

どちらかにチェック✓

授業料支援補助金の受給を 申請します

申請しません

「2. 申請に関する事項」と裏面の「授業料支援申請書」を記入してください。

「3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由」を記入してください。

2. 申請に関する事項 (申請する場合のみ記入してください。)

下の①～⑤のあてはまる項目に☑を入れ、この用紙と併せて、それぞれ必要な書類を提出してください。

チェック

① **保護者の令和6(2024)年1月1日の住所が大阪府外です**
(令和6年度の市町村民税・道府県民税が大阪府外で課税されています)

→ 申請時点で生徒・保護者が大阪府内在住であることを示す**住民票の写し**を提出
(「住民票の写し」とは、市役所等から交付を受けた書面そのものを指します。コピー不可。)

② **保護者のうち1人が、やむを得ない事情により大阪府外に住民票があります。**
府外在住の理由 ()

→ **上記理由を証明する書類**を提出 (勤務先からの辞令の写しなど)

③ **生徒本人が、進学のため大阪府外に住民票を異動しています。**

→ 下記のあてはまる項目に☑を入れ、生徒本人の**住民票の写し**を提出してください。

在学する学校の寮に入っています。

親戚宅や下宿等、学校の近接地に居住しています。

※生徒本人が進学のため府外に在住するが、住民票を異動していない場合は住民票の写しの提出は不要です。

④ **その他、保護者に関して特別な事情があります。**

会計課にお電話を
0721-26-7736

→ 学校に事情を申立てのうえ、**学校から求められた書類**を提出

⑤ **上記①～④に該当する事情はありません。**

→ 添付書類は不要です。**ウラ面を記入し**、この申請書のみを提出してください。

3. 授業料支援補助金の受給を申請しない理由 ←

チェック あてはまる理由に☑を入れてください。

府内在住要件(生徒・保護者全員が大阪府内に在住していること)を満たさないため

その他

(

)





授業料支援申請書

記入した日

2024 年 月 日

設置者名 学校法人 千代田学園

代表者名 高橋 保 様

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、
令和6年度の授業料の支援について、下記のとおり申請します。

【申請者】以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。

生徒の情報

ふりがな			
生徒氏名	姓	名	
生年月日	西暦	年	月 日
住 所			
学校名	大阪暁光高等学校	○全日制○	通信制 過程 3学年 組 番

【保護者（父母）等に関する事項】

保護者の情報

ふりがな				申請者 (生徒) との続柄
保護者等氏名	姓	名		
保護者等住所	<input type="checkbox"/> チェック 生徒と同じである ため記入を省略	都・道 府・県	市・区 町・村	
ふりがな				申請者 (生徒) との続柄
保護者等氏名	姓	名		
保護者等住所	<input type="checkbox"/> チェック 生徒と同じである ため記入を省略	都・道 府・県	市・区 町・村	
この申請についての 保護者等連絡先	電話	FAX		

よく読んで必ず
チェック

【添付書類に関する事項】

<input type="checkbox"/> チェック	就学支援金の受給資格認定がされており(又は申請中であり)、保護者(父母)等の所得判定に係る書類(個人番号(マイナンバー)カードや課税証明書等)については、就学支援金の受給資格認定申請書又は収入状況届出書に添付したため、この申請においては添付を省略します。
-------------------------------	---

【個人情報に関する取扱いについて】

この申請に関し収集した個人情報については、次のとおり取り扱います。

- ・ 学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業(以下「本事業」という。)に使用します。
- ・ 本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う公益財団法人大阪府育英会に情報提供する場合があります。
- ・ 大阪府への情報提供は、オンラインを経由します。

よく読んで必ず
チェック

【確認事項】

<input type="checkbox"/> チェック	・ 上記の記載内容に相違ありません。 ・ 個人情報に関する取扱いについて同意します。
-------------------------------	---

